

各団体の重点取組について(健康横浜21分野及び健康アクションステージ2)

資料4-1

1 健康横浜21と関連する健康アクション

○これまでの取組状況を踏まえ、関連する健康横浜21の分野と健康アクションを記載しています。今後、新たに取り組む分野や変更があれば、加筆・修正をお願いします。当日、今後の取組と併せてご発言をいただきます。

2 今後の重点取組

No	団体名	健康横浜21分野 【重点取組】 (今後、重点的に取り組む分野にあわせて加筆・修正ください。)	健康横浜21後半(30年度～5年間)の重点取組										健康横浜21前半の取組	
			Action1 特定健診・がん検診	Action2 健康経営の推進	Action3 糖尿病等の重症化予防	Action4 子どもの頃から健康づくり	Action5 健康格差を広げない	Action6 よこはま健康スタイル	Action7 地域活動を通じた健康づくり	Action8 ロコモ/レイラフ	Action9 受動喫煙防止	Action10 データ活用		
1	神奈川県国民健康保険団体連合会	特定健診・がん検診	○										○	①国保保険者及び後期高齢者医療広域連合におけるデータヘルス推進への取組結果 ②特定健診受診促進への取組 ③健康づくり促進への取組
2	健康保険組合連合会神奈川連合会	特定健診・がん検診	○											①毎月第4土曜日、100キロウォーク(1年間で100キロ歩く)を実施 ②特定保健指導機関として登録し、特定保健指導を促進 ③講習会を年2回、定着して実施。 ④健保組合からの要請により、共同保健師が講話やセミナーを実施
3	全国健康保険協会神奈川支部	特定健診・がん検診	○		○								○	①健診の促進(健診受診率向上に向けた対象事業者、被扶養者等への取組)②特定保健指導の促進③事業主等の健康づくり意識の醸成(かながわ健康企業宣言の参加企業に対し、健康づくりサポートを実施)④重症化予防対策(要治療者への受診勧奨、医療につなげる取組)⑤その他
4	横浜市医師会	特定健診・がん検診	○		○								○	①各種がん検診受診率の向上と精度管理の充実②産婦健診導入に向けての調整③全市一斉健康相談事業による市民への健康相談実施④市民広報誌「みんなの健康」の発行、「みんなの健康ラジオ」放送⑤糖尿病重症化予防事業全区展開に向けての調整⑥禁煙外来医療機関名簿、マップの作成協力
5	横浜市食品衛生協会	特定健診・がん検診	○											神奈川県食品衛生国民健康保険組合と連動した特定健診の受診率向上の取組、小規模な飲食店等へパンフレットの配布による啓発。 検便の事業はインターネットによる安価な販売が定着し始め、食中毒予防等の効果が期待できる。
6	横浜市保健活動推進員	運動/特定健診・がん検診	○						○	○	○			重点取組テーマ「地域の健康づくり」 ①横浜健康スタイル事業への協力と推進②禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進 ③特定健診、がん検診の普及啓発④ロコモ対策の推進⑤認知症の理解と予防
7	神奈川県栄養士会	食生活				○								「育ち・学びの世代」に向けて親子で楽しく学べる食育活動を展開。「働き・子育て世代」に向けて健康情報の提供や生活習慣を見直す指導を実施。「総りの世代」に向けて介護予防の食生活について講義、調理実習。すべてのライフステージに向けて、食を通じた健康づくりへの関心を深めた。
8	横浜市食生活等改善推進員協議会	食生活				○								25年度から世代別対象健康づくり講座を開催し、市民の食生活の振り返りや生活習慣を変えるきっかけとなり、一定の成果を上げた。また、若者の朝食欠食率の改善を重点に置いた活動や、地域の食育啓発普及活動に協力し地域に根差した活動を推進。
9	横浜市PTA連絡協議会	食生活・運動				○								①安全に関する研修会②日本PTA全国研究大会食の安全・安心についての分科会③関東ブロック大会健康教育についての分科会④指定都市大会等へ参加し、各区P連へ情報共有や話し合いを行っている。また、ウォーキングの推進等、健康福祉局事業への積極的協力も行っている。
10	JA横浜	食生活				○								24年度から実施している「健康寿命100講座」は内容や開催会場を検討した結果、地域住民に定着した事業となり25年度から28年度までの参加人数は766名となった。
11	相鉄ローゼン(株)	食生活		○		○								①神奈川食育を進める会とともに食育活動に継続して参画 ②インフルエンザ予防接種啓蒙の推進 ③生活習慣病健診対象の希望者に、自己負担で腫瘍マーカー検査を実施。
12	横浜市歯科医師会	歯・口腔								○				保育所入所児童の歯科・口腔保健に係る事業、横浜市歯と口の健康週間事業、横浜市妊婦歯科健康診査事業、乳幼児歯科健診事業、オーラルケア推進事業、横浜市介護予防事業、各地区介護予防事業等や歯周病予防教室・食生活等改善推進員事業等の把握、横浜市食育関連事業、生活習慣病重症化予防
13	横浜市薬剤師会	喫煙・飲酒											○	市禁煙支援薬局事業・薬物乱用防止キャンペーン事業・各区のイベント等での禁煙相談・啓発の実施、小学校・中学校での薬物乱用防止教育や、区や横浜シニア大学と連携した高齢者のお薬適正使用についての講演、ウォーキング事業(よこはまウォーキングポイントや薬草探索健康ウォーキング事業)の参加や広報に取り組んだ。
14	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議	喫煙・飲酒											○	学校・地域・産業保健の分野へ、禁煙・受動喫煙防止についての講演・研修会を実施(H25～28 約440回)。イベント等の禁煙相談にて、喫煙者が減少していることを実感。今後、関係団体と連携を深めて活動を継続するとともに、禁煙・受動喫煙防止についての広報、啓発活動の展開方法について検討していく。
15	横浜南労働基準監督署	休養・こころ		○		○								ストレスチェック制度の啓発を主に行い、実施率が78.2%となり啓発の効果があつた。また、社会福祉施設は事業場数が増加しており、労働災害発生件数も10年で2倍。横浜市と連携して講習会等を実施しているが、腰痛等の労働災害発生件数は、横ばい状態であり、労働災害発生防止を推進する必要がある。
16	神奈川産業保健総合支援センター	休養・こころ		○		○								①地域産業保健事業②産業保健推進センター事業③メンタルヘルス対策支援センター事業 これらの事業について関係行政機関、災害防止団体及び事業者団体等と連携し、あらゆる機会を捉えて周知広報を図り、事業場の産業保健活動の支援及び産業保健活動へのニーズに対応する事業の展開に努めた。
17	横浜市体育協会	運動							○		○			ウォーキングイベントやランニング推進事業を実施し、毎年参加者が増加。幅広い年齢層の各種スポーツ教室も年々参加者数が増加し、健康への意識が高まっている。子ども体力向上事業について保育園や小学校等にPRし、関心が高まってきている。医師会とも連携し、事業を継続的に実施した。
18	(株)神奈川新聞社	運動							○					シニア読者層に対応した健康・医療・福祉の専門面を開設し、紙面啓発を行った。また、500～1,000人規模での医療・健康セミナー・催事等での啓発を実施。ウォーキング、ランニング、自転車等のイベントを実施し、運動催事による啓発を行った。
19	(株)テレビ神奈川	運動							○					25年度からの『tvkいきいきマージャン教室』の実施や、『横浜マラソン』に合わせた番組を放送し、市民の健康とスポーツへの関心を喚起してきた。また、大豆100粒運動による食育活動を支援。「未病特別番組」や、市民の関心も高い様々な健康関連の取材を行い、放送した。

健康横浜 21 関係課長会及びよこはま健康アクション課長会議事概要

日 時	平成30年7月18日(水)10時30分～12時
議題	<p>議題</p> <p>(1) 第2期健康横浜21中間評価の概要及びよこはま健康アクションステージ2の概要について</p> <p>(2) 健康横浜21の推進について</p> <p>ア 健康横浜21・よこはま健康アクションstage2の進捗管理について</p> <p>イ 関係各課の取組状況について</p> <p>テーマ:運動習慣の定着化</p>
主な意見等	<p>今回のテーマ:運動習慣の定着化</p> <p>○子どもの体力向上では、体力だけでなく、調査をもとに、栄養や睡眠といった生活習慣全般をターゲットとして改善していくことを目標にしていく。<u>子どもの全体的な生活習慣を改善していくことが、体力の向上にもつながると考えている。</u></p> <p>○ 地域のスポーツクラブやスイミングクラブ等で習慣を持っている子とない子とかがいる。子どもの頃の運動習慣は、生涯にわたって影響する。<u>運動の楽しさを知る、運動の大切さを知る、端的にするだけではなく、「知る・見る・支える」を全体的な取組の中で進めていけたら</u>と思っている。</p> <p>○ 「知る・見る・支える」の支えるということで、スポーツボランティアセンターへの登録を増やすとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックでの<u>ボランティア募集と連携</u>して取組を進め、最終的には<u>地域で開催される運動イベントの開催にもかかわるようにしていきたい</u>と思っている。</p> <p>○働き世代の健康づくりが、本当に課題になっている。働き方改革とは言うが、<u>地域スポーツに参加しにくい世代での展開が難しい。</u></p> <p>○高齢者向けには「ねんりんピック」のほか、「体操ひろ場」という各老人クラブで実施している事業があり、多くの参加がある。<u>手軽にできる運動からしっかりと行う運動までを考えている。</u></p> <p>○ <u>要支援認定原因の4割がロコモ</u>であり、ロコモ予防をしなければ、認定に至る高齢者が増えてしまう状況になる。日ごろから地域でロコモ予防に取り組んでもらえるよう「ハマトレ」を作成しているが、活用しやすいよう昨年度「ハマトレ横浜市歌版」を作成し、普及啓発を行っている。今後の新たな取組としては、<u>若い世代からの健康づくりが高齢期のロコモ予防につながることを踏まえ、健康づくり部門との更なる連携を進めていきたい</u>と思っている。</p> <p>○ 運動を中心に取組を定着していくことだが、今、公園の健康遊具とか健康な街づくりという取り組みがある。<u>環境整備だけではなく、その活用も重要である。</u></p>

健康横浜 2 1 推進会議 テーマ別検討部会設置及びスケジュールについて

1 目的

第 2 期健康横浜 2 1 を推進していくにあたり、健康横浜 2 1 推進会議においてテーマ別の検討部会を立ち上げ、より具体的な推進方法について検討します。

2 30 年度の検討テーマ

- (1) 運動（年 1 ～ 2 回程度）
- (2) 受動喫煙防止（年 2 ～ 3 回程度）

3 テーマ別検討部会メンバー

(1) 運動

健康横浜 2 1 推進会議委員で重点取組の分野としている団体 6 名程度

(2) 受動喫煙防止

横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会、禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議、横浜市 PTA 連絡協議会 ほか 臨時委員含む 1 0 名程度

4 検討内容等

(1) 運動

- ・ウォーキングなど楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる仕組みの推進方法
- ・「働き・子育て世代」など運動習慣の定着化に課題のある世代へのアプローチ方法等

(2) 受動喫煙防止

- ・公共の場を含む望まない受動喫煙のない環境づくりを推進するための具体的な方法
- ・子どもの近くでたばこを吸うことのないよう禁煙や受動喫煙防止の啓発方法

5 今後のスケジュール

平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月 各部会での検討、団体の取組への反映

平成 31 年 3 月 第 2 回健康横浜 2 1 推進会議での報告

平成 31 年度～ 各団体での取組や協働する取組への反映

H30 年度横浜健康経営認証制度について



1 横浜健康経営認証制度の概要

(1) 対象事業所

代表者の他に従業員が1名以上いる市内事業所
(市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所。NPO法人、公益法人等も含む)

(2) 認証区分

次の視点に基づき、認証クラスを3つに区分。それぞれの認証区分の審査項目は別添募集要項の「『横浜健康経営認証』の主な審査項目」を参照。

クラスA	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
クラスAA	クラスAの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
クラスAAA	クラスAAの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの

※クラスAの要件を満たしていないと判断される場合は、「認証外」。

(3) 認証期間

応募の翌年度の4月1日から2年間です。

※認証期間中に認証区分のクラスアップを目指し、再度応募することも可能。

※認証期間が満了する年度に、再度、申請・審査を受けることで継続。

(4) 応募期間

平成30年6月1日(金)から9月28日(金)まで(消印有効)

(5) これまでの認証実績

	クラスA	クラスAA	クラスAAA	合計
平成28年度(第1回)	12事業所	11事業所	5事業所	28事業所
平成29年度(第2回)	34事業所	15事業所	8事業所	57事業所

2 横浜市健康経営ハンドブックの発行

健康経営に取り組む際の手順や、横浜健康経営認証事業所の取組事例をまとめた「横浜市健康経営ハンドブック」を作成。健康経営の取組を始めたい事業所や更に推進したい事業所に無料で配布。

※横浜市健康経営ハンドブック事例集は以下のホームページにも掲載。

<URL>www.city.yokohama.lg.jp/kenko/wls/kenkoukeieihandbook.pdf

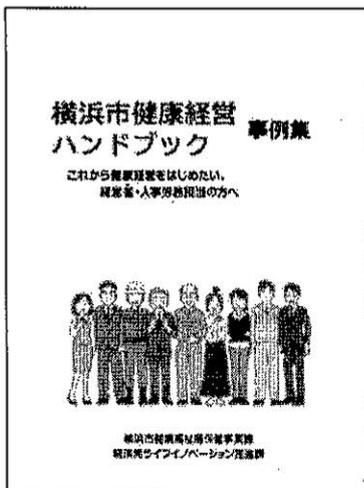
健康経営を始めたい・健康経営を推進したい 事業所の皆様 必見！ 「横浜市健康経営ハンドブック」発行！

横浜市では、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康増進等を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」を市内の事業所の皆様に勧めています。

このたび、健康経営に取り組む際の手順や、横浜健康経営認証事業所の取組事例をまとめた「横浜市健康経営ハンドブック」を作成しました。健康経営の取組を始めたい事業所や更に推進したい事業所の皆様に7月3日から無料で配布します。

「健康経営を始めたい・取組を進めたいけど、何をすればいいのかわからない」といった事業所の皆様に応援するため、健康経営の取組手順や健康経営に取り組んでいる事業所の取組事例をハンドブックにまとめました。

取組手順は3つのステップで構成され、「横浜健康経営認証」の認証区分（クラスA～AAA）と対応しています。各ステップに沿って取組を進めることで健康経営の取組が推進され、認証区分のレベルアップを狙うことができます。



横浜市健康経営
ハンドブック 事例集

これから健康経営をはじめたい、経営者・人事労務担当の方へ

横浜健康経営局横浜健康事業課
横浜健康ライフイノベーション推進課

健康経営の取組手順を3つのステップでご紹介

【ステップ1】クラスA相当
まずは健康経営に取り組むことを事業所として表明！

【ステップ2】クラスAA相当
健康経営の体制整備と健康課題を分析し取組開始！

【ステップ3】クラスAAA相当
取組状況を振り返り今後につなげる！

健康経営の取組事例

【事例1】株式会社T&S

【事例2】向洋電機土木株式会社

【事例3】アクロクエストテクノロジー株式会社

【事例4】株式会社ダッドウェイ

【事例5】東宝タクシー株式会社

【事例6】特別養護老人ホーム しょうじゅの里三保

**健康経営の取組に役立つ
情報を多数掲載！**

<配布開始> 平成30年7月3日(火)

<配布部数> 4000部

<配布場所>

健康福祉局保健事業課 / 経済局ライフイノベーション推進課

各区福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係

新横浜ウエルネスセンター (港北区新横浜2-15-10 YSビル5F)

LINKAI 横浜金沢ウエルネスセンター (金沢区烏浜町13-7 ※7月18日から配布)

※その他健康経営に関するセミナー等

※横浜市健康福祉局の、働く人の健康づくりに関するホームページ「Wellness Life Style」からもダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/wls/corp/>



健康経営で従業員の健康づくりに取り組む企業を認証し、その取組を応援する「横浜健康経営認証2019」の募集を開始しました。

<応募期間> 平成30年6月1日(金)から9月28日(金)まで(消印有効)

<応募方法> 必要書類を期限までに郵送・Eメール・持参のいずれかの方法でご提出ください。

必要書類①応募用紙、②応募用紙の記載内容を説明する資料

※応募用紙は下記URLからダウンロードしてください。応募用紙作成の際は記入例をご確認ください。

【横浜健康経営認証とは】

1 対象の事業所

市内事業所(市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所)であること
(NPO法人、公益法人等も含む)

※その他の条件については、ホームページを御参照ください。

2 認証区分

(1) 経営者の理解と関与【クラスA】

(2) 健康経営の推進【クラスAA】

(3) 取組結果の評価【クラスAAA】

3 認証期間

平成31年4月1日から2年間とします。

4 認証のメリット

(1) 認証マークの付与・認証状の発行(全ての認証事業所)

(2) 横浜市ホームページ等でPR(全ての認証事業所)

(3) 活動支援(クラスA、クラスAAが中心)

(4) 融資制度の優遇(クラスAA、クラスAAA) など

※認証式を開催します。

「横浜健康経営認証」の詳細はこちら <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/wls/page01.html>

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先

(横浜健康経営ハンドブック、横浜健康経営認証に関すること)

健康福祉局保健事業課健康づくり担当課長 室山 孝子 TEL045-671-3376

経済局ライフイノベーション推進課担当課長 森田 伸一 TEL045-671-4600

※経済記者クラブへも同時発表しています。

「よこはまウォーキングポイント事業」について

1 第1期（平成26～29年度）の実績

(1) 健康づくりのきっかけの提供

平成30年3月末時点で、目標の30万人を超える 300,306人にご参加いただきました。

【歩数計】	全体	構成比	男性	女性
18歳～39歳	29,197人	9.7%	3.7%	6.0%
40歳～64歳	117,407人	39.1%	15.3%	23.9%
65歳～74歳	84,078人	28.0%	11.3%	16.7%
75歳以上	69,624人	23.2%	10.0%	13.1%
合計	300,306人	100.0%	40.3%	59.7%

※端数処理の関係、合計数が合わないことがあります。

(2) 関心の低かった層の参加

各種イベントや鉄道駅等での即時交付の実施等により、関心の低い層も取り込むことができました。

(3) 外部からの評価

平成28年11月、厚生労働省の「健康寿命を延ばそう！アワード」において「厚生労働大臣 優秀賞 生活習慣病予防分野 自治体部門」を受賞しました。

(4) 参加者の健康増進

毎年度実施している参加者アンケートでは、参加後の状況について「歩数の増加」や「健康感の向上」などといった、健康寿命の延伸に資する結果も現れてきています。

2 第2期（平成30～33年度）の取組状況

(1) 取組の方向性

①より広い世代への健康づくりの浸透

例) 若い世代も含め広く浸透させていくため、歩数計アプリを導入 ※健康横浜21「プラスワン」スマホを使用していない高齢者等に向け、歩数計の配付を継続

②歩く機会の創出による参加者への継続支援の推進

例) インセンティブの拡充（抽選当選本数の拡大）
参加者フォロー企画の実施（歩数計等の使い方相談、付属品の配布、等）

(2) 参加登録者数（30年度）

ア 歩数計

平成30年5月から受付開始、6月末現在で 1,749人に新規配付しました。（年度5,000個程度）

イ 歩数計アプリ

- ・平成30年4月に配信開始し、歩数カウントやランキングなど歩数計と同等の機能を提供するほか、スタンプイベントやクーポンなど、楽しみながらウォーキングできる独自機能を備えています。
- ・平成30年6月末現在で 15,752人が新規参加し、なかでも 64歳までが9割以上を占めるなど、歩数計と比べて若い世代の利用が多くなっています。

【歩数計アプリ】	全体	構成比	男性	女性
18歳～39歳	2,579人	16.4%	5.9%	10.5%
40歳～64歳	11,868人	75.3%	36.3%	39.0%
65歳～74歳	1,091人	6.9%	4.8%	2.1%
75歳以上	214人	1.4%	0.9%	0.4%
合計	15,752人	100.0%	48.0%	52.0%

※端数処理の関係、合計数が合わないことがあります。

<参考1> 歩数計アプリ 概要



<参考2> 歩数計アプリ ホーム画面



改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

1

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】
原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

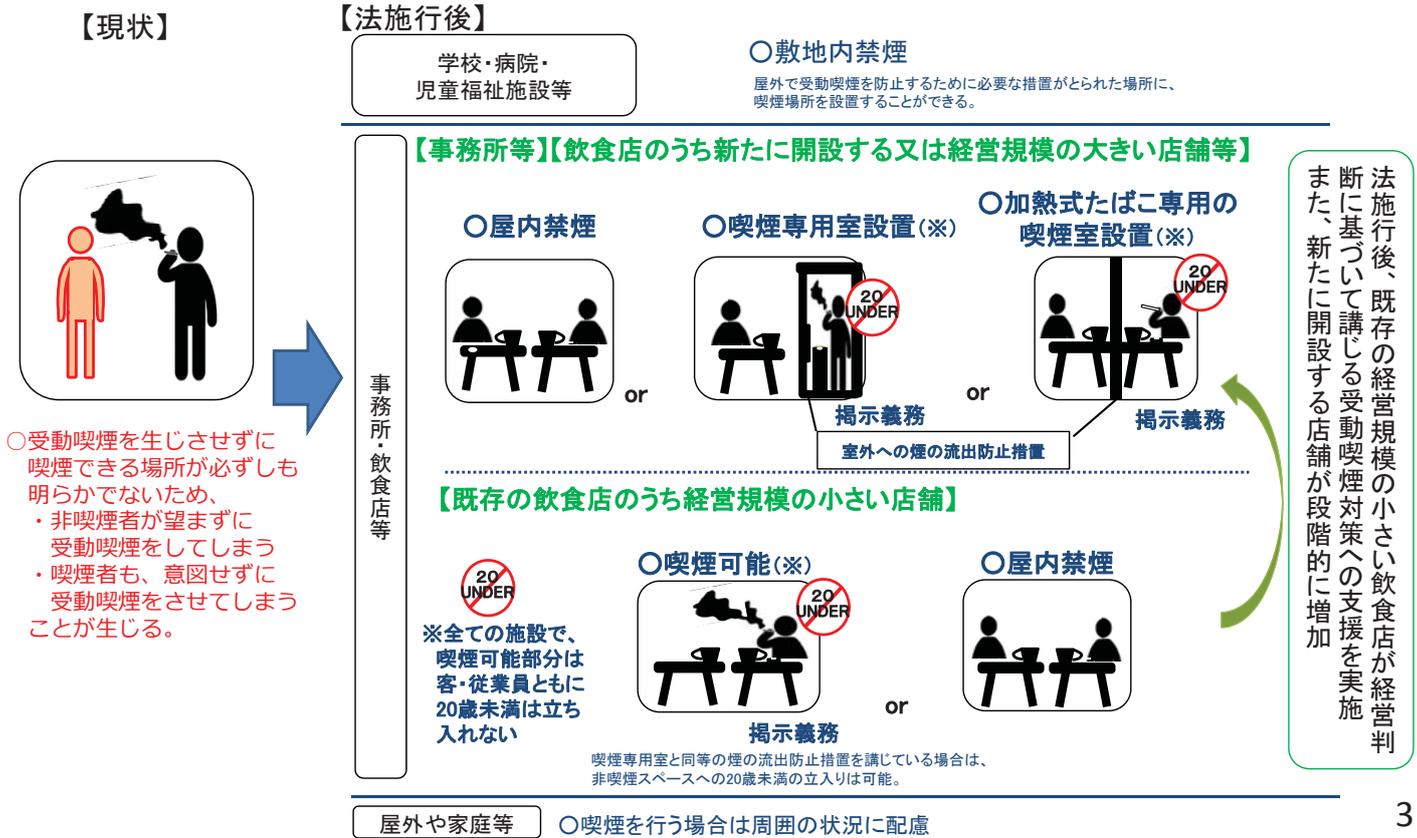
施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

2

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。



3

国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

4